

2. 大阪港地震・津波対策アクションプラン

2.1 計画期間、実施方針及び施策展開

大阪港地震・津波対策アクションプランにおける計画期間、実施方針(基本理念、減災目標、施策の方向性)、及び施策展開(施策項目、アクション目標、アクション項目)は以下の通りです。

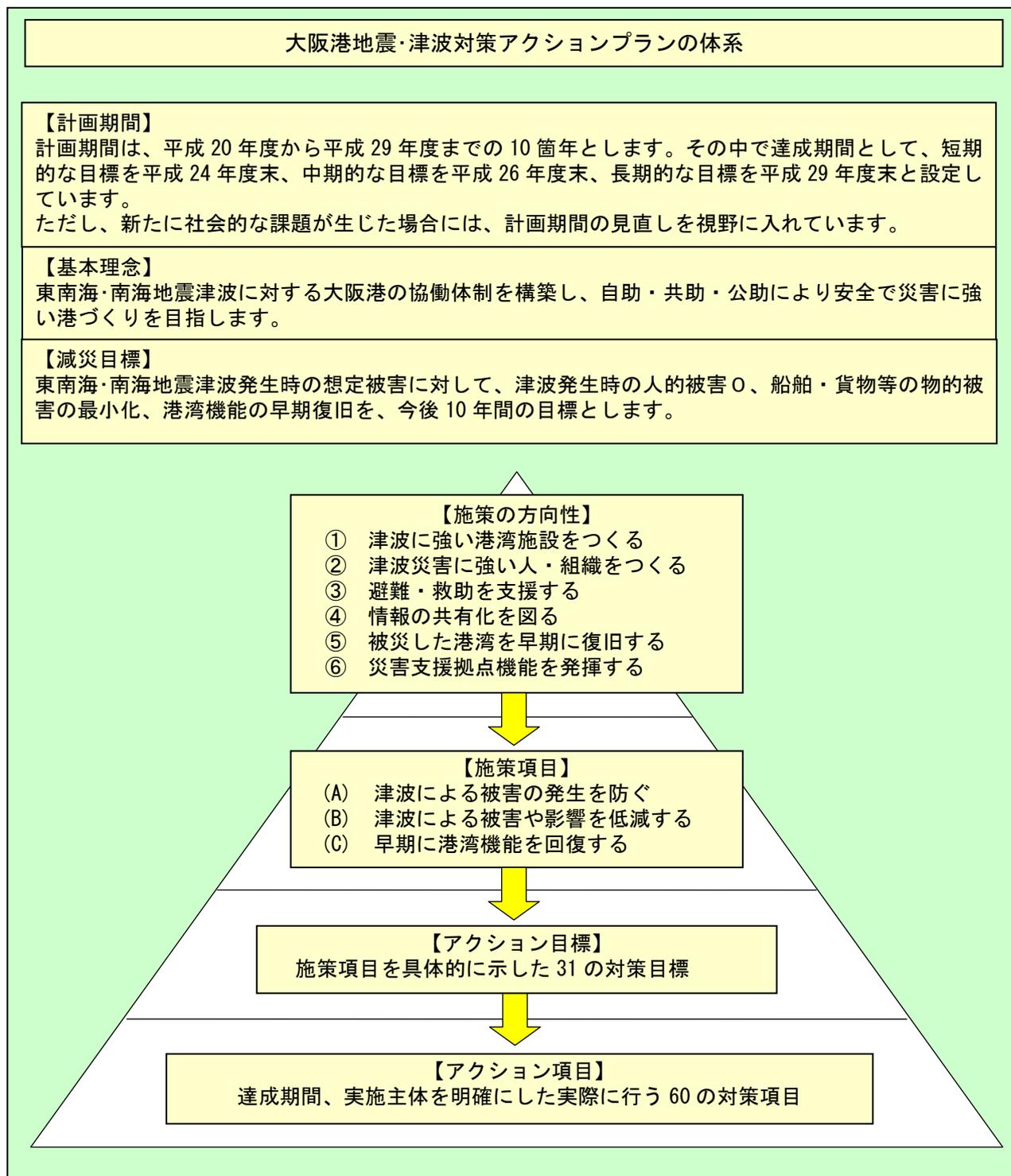


図 2.1 大阪港地震・津波対策アクションプランの体系

① 計画期間の設定

今後 30 年以内に東南海・南海地震が発生する可能性(表 1.1 参照)が高く、背後圏への経済的な影響が大きいという大阪港の特性を踏まえた場合、早急な対策が必要な課題については、10 年以内に目標を達成する必要があると考えられます。

対策を実施する 10 年間において、ハード面の対策が基本となりますが、その実現までには時間を要するものがあり、的確なソフト対策を確立することで津波に備えます。その中でも人命に関する対策、被害の影響が大きい対策については、短期で対応し、関係機関との調整を図り、連携をもって取り組むべき対策については、中期で対応します。

また、広範囲に及ぶハード整備を必要とし、予算確保をはじめ、技術開発・研究を要する対策については、長期で対応することで、ハード・ソフトの対策が効果的に機能するように計画期間を設定しています。

② 基本理念の設定

津波による被害は広域的に発生するため、関係行政機関、港湾関係事業者及び地域住民との連携の強化と協働体制を確立し、相互に協力して防災活動の総合的、計画的かつ効果的な対策の実施を図ることにより、臨海部の防災力の向上と被害軽減を目指す必要があると考えられます。

そのため、大阪港地震・津波対策アクションプランの基本理念には、「安全で災害に強い港」という将来像に加え、効率的に減災目標を達成するための対策の進め方として、行政機関と大阪港臨海部において活動する地域住民・港湾関係事業者・水防団及び関係機関等の特性を活かした「協働体制」の構築、及び「自助・共助・公助」という形で関係機関の役割・実施内容を明確にすることを示しています。

③ 減災目標の設定

人命の保護が第一であり、大阪港においては、人的被害を発生させないことを目標とします。また、背後圏への経済的な影響が大きいという大阪港の特性を踏まえ、経済的被害を最小化するため、船舶・貨物等の物的被害の最小化と港湾機能の早期復旧を目標としています。

④ 施策の方向性の設定

津波による被害想定結果から示される大阪港の津波対策の課題に基づき、港湾全体のマネジメント能力※を發揮し、津波対策を推進するための施策の方向性として下記の6項目を設定しています。

表 2.1 施策の方向性の考え方

津波による被害想定結果から示される大阪港の津波対策の課題	施策の方向性
津波に対する被害を防ぐためには、津波に対応できる必要最低限の施設整備が必要	① 津波に強い港湾施設をつくる
津波に対する被害を抑えるためには、関係機関との連携を含めた人・組織の津波対策が必要	② 津波災害に強い人・組織をつくる
津波来襲時に確実に人命を保護するためには、堤外地で働く人や来訪者たちを安全に避難させるための対策や被災者の救助、救援に関する対策が必要	③ 避難・救助を支援する
津波来襲時及び復旧時に適切な対応を実施するためには、関係機関が連携して情報を収集、伝達し、情報を共有することが必要	④ 情報の共有化を図る
津波被害の波及を抑えるためには、民間及び関係機関が連携し復旧体制の確立と早期復旧が重要	⑤ 被災した港湾を早期に復旧する
津波被害からの早期復旧・回復のためには、港湾機能を活用した被災地等の支援が重要	⑥ 災害支援拠点機能を發揮する

※港湾全体のマネジメント能力：港湾の施設やシステムの整備・運営・維持管理、及び関係機関・団体・港湾事業者等との連携による港湾全体の効率的な運営体制

⑤ 施策項目の設定

総合的な防災・減災対策の実現のためには、災害予防(被害防止)、減災対策(被害低減)、復旧復興(機能回復)の各段階における対策が必要です。

⑥ アクション目標の設定

施策項目を具体的に示した対策目標を設定しています。

⑦ アクション項目の設定

対策目標を達成するため、達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策を策定します。

アクション項目の着実な実行を図るため、各アクション項目に達成期間と実施主体を設定しています。

達成期間の設定は、計画期間に合わせて短期・中期・長期の分類し、実施主体は国・府・市・関係機関・市民の中から、アクション項目に関わりのある機関を設定しています。

表 2.2 アクション項目の達成期間

達成期間	内 容
①短期	平成 2 4 年度末までに実施するもの
②中期	平成 2 6 年度末までに実施するもの
③長期	平成 2 9 年度末までに実施するもの (一部項目については平成 2 9 年度以降及び継続的实施)

表 2.3 アクション項目の実施主体

実施主体	関係機関
①国	国土交通省：近畿地方整備局企画部・河川部・港湾空港部、大阪海上保安監部 財務省：大阪税関
②府	警察本部警備部、政策企画部危機管理室、都市整備部(事業管理室・河川室・西大阪治水事務所)
③市	危機管理室、建設局、消防局、交通局、臨港 4 区役所(此花区・港区・大正区・住之江区)、港湾局
④関係機関	淀川左岸水防事務組合、公益社団法人神戸海難防止研究会、大阪船主会、大阪港運協会、大阪フェリー協会、一般社団法人大阪港タグセンター、大阪湾水先区水先人会、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社、水防団等の団体、港湾関係事業者、電気・ガス・通信等の公益的事業を営む法人等
⑤市民	地域住民、自主防災組織

2.2 アクション項目(案)

減災目標を達成するために、今後 10 年間に於いて、防災計画の前提である防潮機能の確保対策、及び大阪港において想定される津波被害の対策(船舶・人・施設・物品・港湾機能対策)、加えて対策・対応に必要な仕組み作りに関して、以下に示す 60 のアクション項目※を推進します。

※ 複数の津波被害想定項目への対策となるアクション項目があるため、重複して表示しています。

① アクション項目一覧

項目	内容
施策の方向性	津波対策を推進する施策の柱を示す。 ①津波に強い港湾施設をつくる ②津波災害に強い人・組織をつくる ③避難・救助を支援する ④情報の共有化を図る ⑤被災した港湾を早期に回復する ⑥災害支援拠点機能を発揮する
施策項目	減災目標を達成するための対策の段階的区分を示す。
アクション目標	施策項目を具体的に示した対策目標を示す。
アクション項目	対策目標を達成するため、達成期間、実施主体を明確にした実際に行う対策項目を示す。
対象被害項目	アクション項目が対象としている被害項目(防災計画の前提である防潮機能の確保、大阪港において想定される津波被害(船舶・人・施設・物品・港湾機能被害)、対策・対応に必要な仕組み作り)を示す。
達成期間	アクション項目の達成期間を示す。 ①短期：平成 24 年度末までに実施するもの ②中期：平成 26 年度末までに実施するもの ③長期：平成 29 年度末までに実施するもの（一部項目については平成 29 年度以降及び継続的实施） 継続実施項目については、→で示す。
実施主体	自助(地域住民や港湾関係事業者など(一部行政機関自身)が自ら取り組む活動)、共助(地域住民や港湾関係事業者、行政機関等が協働で取り組む活動)、公助(大阪市など行政機関が取り組む活動)の区分及び実施主体を示す。
関連機関	アクション項目の実施に際して、関連性がある組織を示す。

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(1)：堤内地の浸水被害の防止

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>①-1 防潮扉の電動化の推進</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する(角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化)</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>①-2 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-1</p>	→			<p>【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>①-3 水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>	→			<p>【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>①ロ-15 防潮堤耐震化の推進</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 津波避難ビルがある堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪市建設局</p> <p>【関連機関】 危機管理室 臨港4区役所</p>

アクション目標(2)：津波波力の低減

<p>①-4 防波堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-9</p>	→			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
---	---	--	--	---

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(2)：津波波力の低減

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
①-5 防波堤の補修の継続・充実 【対象被害項目】 防潮対策・施設 【内容】 防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する 【関連アクション】				【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 なし

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(3)：堤内地の浸水被害の低減

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>①-6 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等)</p> <p>【関連アクション】 ②-17</p>		■	➡	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 水防団</p>

アクション目標(4)：堤外地の浸水被害の低減

<p>①-7 倉庫・上屋の浸水対策の実施</p> <p>【対象被害項目】 施設</p> <p>【内容】 浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策を実施する(土嚢等の開閉部周辺への配備等)</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 なし</p>
--	--	---	--	---

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

<p>①-8 小型船舶係留索の強化</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>		■	➡	<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 船舶所有者</p>
--	--	---	---	--

<p>①-9 小型船舶等の保管場所の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(マリーナ運営会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部</p>
---	--	---	--	---

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(5)：流出被害低減機能の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>①-10 コンテナ流出防止対策の実施</p> <p>【対象被害項目】 物品・港湾機能</p> <p>【内容】 津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策についての検討を行い、実施する。(コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等)</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 企業(港運会社)</p> <p>【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部</p>

アクション目標(6)：物流機能の確保

<p>①-11 岸壁・物揚場の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-19</p>	→			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】 なし</p>
---	---	--	--	--

<p>①-12 岸壁・物揚場の補修の継続・充実</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>	→			<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】 なし</p>
--	---	--	--	--

<p>①-13 耐震強化岸壁の整備</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する</p> <p>【関連アクション】 ⑥-1</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
--	--	--	---	--

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(6)：物流機能の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>①-14 荷役機械の浸水対策の実施</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する（荷役機械の移動、電気設備の防水対策等）</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】 企業（港運会社）</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(7)：堤内地の浸水被害防止体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-1 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-2</p>				<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>
<p>②-2 官民合同による防潮扉の閉鎖訓練の強化</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮機能の確保を目的とした関係者合同による防潮扉の閉鎖作業訓練の検討を行い、実施する閉鎖後の避難ルートおよび避難場所について検討し、時間の概念を導入した訓練とする</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】</p> <p>大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市港湾局 水防団 防潮扉管理企業</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室 市民</p>
<p>②-3 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-1</p>				<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部河川室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務所</p>
<p>②-4 防潮扉閉鎖の支障となる放置自動車や物品の監視・指導の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮扉閉鎖時に支障を及ぼす防潮扉周辺の放置自動車や物品に対する巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】</p> <p>大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

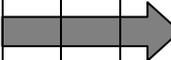
アクション目標(7)：堤内地の浸水被害防止体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-5 災害時における民間企業等と連携した放置自動車や物品の移動体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 災害時において民間事業者等と連携した、防潮扉レール上等の放置自動車や物品に対しての一時的な移動方法について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>		■	➡	<p>【実施主体】 大阪市港湾局 水防団</p> <p>【関連機関】 民間事業者(レッカー業者)</p>
<p>②-6 防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 水防団や防潮扉閉鎖担当職員が万一防潮扉の閉鎖に対応できない場合に対して、地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>	■	➡		<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 防潮扉近隣住民</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所 水防団</p>
<p>②-7 地区出動隊による防潮扉閉鎖体制の維持</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 防潮扉閉鎖体制の中核である地区出動隊の防災機能を確保するための検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>②-8 施設管理者による参集訓練の実施</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 施設管理者職員の参集訓練の実施による防潮扉閉鎖体制の強化を図る</p> <p>【関連アクション】</p>	■	➡		<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 水防団 企業(港運会社、倉庫会社)</p>

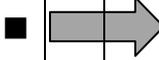
施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

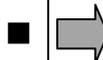
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

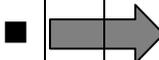
アクション目標(8)：津波波力の低減体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-9 防波堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-4</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

<p>②-10 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-7</p>			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業（港運会社、船社、倉庫会社等）</p>
--	--	--	--

<p>②-11 港湾事業者の自主防災組織の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する（港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等）</p> <p>【関連アクション】 ③-8</p>			<p>【実施主体】 企業（港運会社、船社、倉庫会社等）</p> <p>【関連機関】 大阪市港湾局</p>
--	--	--	--

<p>②-12 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-9、④-3</p>			<p>【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 地元消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団</p>
---	--	--	--

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(9)：人の避難体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-13 官民合同による避難訓練の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-11</p>			■	<p>【実施主体】</p> <p>大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>企業（港運会社、倉庫会社） 水防団</p>
<p>②-14 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ③-13、④-6</p>	■			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市消防局 大阪府政策企画部危機管理室</p>
<p>②-15 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ③-17、④-8</p>	■	→		<p>【実施主体】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>
<p>②-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ③-16、④-7</p>	■			<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社）</p> <p>【関連機関】</p> <p>臨港4区役所</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(10)：堤内地の浸水被害低減体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
②-17 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等) 【関連アクション】 ①-6		■	➡	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 水防団
②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討 【対象被害項目】 仕組み作り 【内容】 防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する 【関連アクション】		■		【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 水防団

アクション目標(11)：物流機能の被害低減体制の確保

②-19 岸壁・物揚場の定期点検の充実 【対象被害項目】 施設・港湾機能 【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する 【関連アクション】 ①-11			➡	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 【関連機関】 なし
--	--	--	---	--

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保 【対象被害項目】 船舶 【内容】 津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する 【関連アクション】		■	➡	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部
--	--	---	---	---

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
②-21 小型船舶の被害低減に向けた啓発の実施 【対象被害項目】 船舶 【内容】 津波来襲時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実施体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】	■	→		【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 なし
②-22 流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実 【対象被害項目】 物品 【内容】 津波により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】	■	→		【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 なし
アクション目標(13)：防災意識の啓発				
②-23 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発 【対象被害項目】 施設・物品 【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する 【関連アクション】 ④-9	■	→		【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団
②-24 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布 【対象被害項目】 施設・物品 【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事例などを記載した防災マップを作成し、配布する 【関連アクション】 ④-10	■			【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪府政策企画部危機管理室 企業（港運会社、倉庫会社）

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-25 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ④-14</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>
<p>②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-11</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社）</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>②-27 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-12、⑤-4</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業（電気、ガス、電話事業者）</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(14)：情報伝達体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-28 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ④-13</p>		■		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪市都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>
<p>②-29 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> <p>【関連アクション】 ④-15</p>		→		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務所 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)</p>

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(15)：防潮機能復旧体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
②-30 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ⑤-1			■	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 企業（建設業）

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

②-31 被災状況調査の充実 【対象被害項目】 船舶・港湾機能 【内容】 津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ⑤-5			■	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪府政策企画部危機管理室 企業（航空調査会社）
--	--	--	---	---

②-32 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備 【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能 【内容】 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる 【関連アクション】 ⑤-6			■	【実施主体】 大阪市港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業）
---	--	--	---	--

②-33 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保 【対象被害項目】 船舶・港湾機能 【内容】 津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ⑤-7			■	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業（建設業）
---	--	--	---	--

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(16)：物流機能復旧体制の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>②-34 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>【内容】 津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-8</p>		■		<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業）</p>
<p>②-35 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設（岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等）の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ④-16、⑤-9</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業（建設業） 岸壁利用者</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(17)：船舶避難の迅速化

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>③-1 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する</p> <p>【関連アクション】 ④-2</p>	■			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>③-2 船舶の避難マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる</p> <p>【関連アクション】</p>	■			<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)</p>
<p>③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)</p>
<p>③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討</p> <p>【対象被害項目】 船舶</p> <p>【内容】 港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>③-5 要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報の掲示</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、掲示板を設置する</p> <p>【関連アクション】</p>	■			<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室</p>
<p>③-6 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社</p>
<p>③-7 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-10</p>	■		→	<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p>
<p>③-8 港湾事業者の自主防災組織の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等)</p> <p>【関連アクション】 ②-11</p>		■	→	<p>【実施主体】 企業(港運会社、船社、倉庫会社等)</p> <p>【関連機関】 大阪市港湾局</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>③-9 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-12、④-3</p>	■	→		<p>【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 地元消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団</p>
<p>③-10 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難場所、岸壁高さ、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する</p> <p>【関連アクション】 ④-4</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業（港運会社、倉庫会社）</p>
<p>③-11 官民合同による避難訓練の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-13</p>			■	<p>【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団</p>
<p>③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ④-5</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>③-13 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、④-6</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>
<p>③-14 来訪者の避難・誘導體制の確保・啓発</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で啓発を行う また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪府政策企画部危機管理室 臨港4区役所 大阪市ゆとりとみどり振興局</p>
<p>③-15 外国人に対する避難・誘導対策の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映する また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する</p> <p>【関連アクション】</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪府政策企画部危機管理室 臨港4区役所</p>
<p>③-16 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、④-7</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社）</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>

施策の方向性③：避難・救助を支援する

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(18)：人の避難の迅速化

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>③-17 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、④-8</p>	■	→		<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(19)：防潮扉閉鎖情報の充実

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
④-1 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】 ②-3		■		【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務

アクション目標(20)：船舶避難情報の充実

④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保 【対象被害項目】 船舶 【内容】 ポートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する 【関連アクション】 ③-1		■		【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局 【関連機関】 なし
---	--	---	--	--

アクション目標(21)：避難情報の充実

④-3 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発 【対象被害項目】 人 【内容】 港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する 【関連アクション】 ②-12、③-9	■		→	【実施主体】 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 地元消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団
---	---	--	---	--

④-4 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布 【対象被害項目】 人 【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する 【関連アクション】 ③-10	■			【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業（港運会社、倉庫会社）
--	---	--	--	---

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション目標(21)：避難情報の充実

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>④-5 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ③-12</p>	■			<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p>
<p>④-6 関係機関による避難広報の充実</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-14、③-13</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市消防局</p>
<p>④-7 避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-16、③-16</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社）</p> <p>【関連機関】 臨港4区役所</p>
<p>④-8 海上からの避難広報の実施</p> <p>【対象被害項目】 人</p> <p>【内容】 公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-15、③-17</p>	■		→	<p>【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(22)：防災情報の普及

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>④-9 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-23</p>	■	➔		<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団</p>
<p>④-10 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示したパンフレットを作成し、配布する</p> <p>【関連アクション】 ②-24</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪市危機管理室 企業（港運会社、倉庫会社）</p>
アクション目標(23)：情報伝達機能の確保				
<p>④-11 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 施設・物品</p> <p>【内容】 貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-26</p>		■		<p>【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社）</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-27、⑤-4</p>	■			<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業（電気、ガス、電話事業者）</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(23)：情報伝達機能の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有化</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う</p> <p>【関連アクション】 ②-28</p>		■		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府警察本部 臨港4区役所 企業（電気、ガス、電話事業者）</p>
<p>④-14 緊急時における情報伝達手段の確保</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する</p> <p>【関連アクション】 ②-25</p>		■		<p>【実施主体】</p> <p>大阪市危機管理室</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局</p>

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(23)：情報伝達機能の確保

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>④-15 関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施</p> <p>【対象被害項目】 仕組み作り</p> <p>【内容】 大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する</p> <p>【関連アクション】 ②-29</p>				<p>【実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表 <p>【関連機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪港埠頭株式会社 企業（電気、ガス、電話事業者）

施策の方向性④：情報の共有化を図る

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(24)：復旧情報の共有

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>④-16 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、⑤-9</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>

アクション目標(25)：支援情報の発信

<p>④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ⑤-2</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会</p>
--	--	--	---	--

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(26)：防潮機能の復旧

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保 【対象被害項目】 防潮対策 【内容】 津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する 【関連アクション】 ②-30			■	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 企業（建設業）

アクション目標(27)：復旧支援体制の確保

⑤-2 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する 【関連アクション】 ④-17			■	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会
---	--	--	---	---

⑤-3 応急復旧活動用地の確保 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する 【関連アクション】 ⑥-2			■	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室
--	--	--	---	--

⑤-4 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 【対象被害項目】 仕組み作り 【内容】 ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する 【関連アクション】 ②-27、④-12			■	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 企業（電気、ガス、電話事業者）
--	--	--	---	---

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(28)：物流機能の復旧

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>⑤-5 被災状況調査の充実</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-31</p>		■		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)</p>
<p>⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備</p> <p>【対象被害項目】 船舶・物品・港湾機能</p> <p>被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる</p> <p>【関連アクション】 ②-32</p>			■	<p>【実施主体】</p> <p>大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>
<p>⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-33</p>		■		<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)</p>
<p>⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 船舶・港湾機能</p> <p>津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-34</p>			■	<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)</p>

施策の方向性⑤：被災した港湾を早期に復旧する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(28)：物流機能の復旧

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>⑤-9 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設・港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する</p> <p>【関連アクション】 ②-35、④-16</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 企業(建設業) 岸壁利用者</p>

アクション目標(29)：波及被害の低減

<p>⑤-10 渡船機能の確保</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する(誘導標識の整備、渡船係留索の強化等)</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>
<p>⑤-11 企業へのBCP策定支援</p> <p>【対象被害項目】 港湾機能</p> <p>【内容】 被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して啓発を行う</p> <p>【関連アクション】</p>			■	<p>【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社、製造業者)</p> <p>【関連機関】 大阪府政策企画部危機管理室</p>

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する

施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション目標(30)：物流機能の支援

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
<p>⑥-1 耐震強化岸壁の整備</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する</p> <p>【関連アクション】 ①-13</p>			■	<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する

施策項目(C)：早期に港湾機能を回復する

アクション目標(31)：復旧活動の支援

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関
	短期	中期	長期	
⑥-2 応急復旧活動用地の確保 【対象被害項目】 港湾機能 【内容】 被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する 【関連アクション】 ⑤-3		■		【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室